

京 都 大 学 病 理 診 断 受 託 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前		改 正 後							
(前 略)		<p>附 則</p> <p>この規程は、平成30年4月1日から施行する。</p>							
別表1 (第2条及び第4条関係)		別表1 (第2条及び第4条関係)							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>病理診断の種類</th> <th>病理診断料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・病理組織標本作製 ・術中迅速病理組織標本作製 ・病理診断料 </td> <td> <p>1. 各病理診断の料金は、左記の病理診断の種類に応ずる健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく診療報酬の算定方法(平成28年厚生労働省告示第52号)により、同告示別表第1医科診療報酬点数表第2章第13部病理診断の区分に規定する点数に10円を乗じて得た額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した額)とする。</p> <p>2. (略)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	病理診断の種類	病理診断料金	<ul style="list-style-type: none"> ・病理組織標本作製 ・術中迅速病理組織標本作製 ・病理診断料 	<p>1. 各病理診断の料金は、左記の病理診断の種類に応ずる健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく診療報酬の算定方法(平成28年厚生労働省告示第52号)により、同告示別表第1医科診療報酬点数表第2章第13部病理診断の区分に規定する点数に10円を乗じて得た額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した額)とする。</p> <p>2. (略)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>病理診断の種類</th> <th>病理診断料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・病理組織標本作製 ・術中迅速病理組織標本作製 ・病理診断料 </td> <td> <p>1. 各病理診断の料金は、左記の病理診断の種類に応ずる健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく診療報酬の算定方法(平成30年厚生労働省告示第43号)により、同告示別表第1医科診療報酬点数表第2章第13部病理診断の区分に規定する点数に10円を乗じて得た額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した額)とする。</p> <p>2. (同 左)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	病理診断の種類	病理診断料金	<ul style="list-style-type: none"> ・病理組織標本作製 ・術中迅速病理組織標本作製 ・病理診断料 	<p>1. 各病理診断の料金は、左記の病理診断の種類に応ずる健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく診療報酬の算定方法(平成30年厚生労働省告示第43号)により、同告示別表第1医科診療報酬点数表第2章第13部病理診断の区分に規定する点数に10円を乗じて得た額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した額)とする。</p> <p>2. (同 左)</p>
病理診断の種類	病理診断料金								
<ul style="list-style-type: none"> ・病理組織標本作製 ・術中迅速病理組織標本作製 ・病理診断料 	<p>1. 各病理診断の料金は、左記の病理診断の種類に応ずる健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく診療報酬の算定方法(平成28年厚生労働省告示第52号)により、同告示別表第1医科診療報酬点数表第2章第13部病理診断の区分に規定する点数に10円を乗じて得た額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した額)とする。</p> <p>2. (略)</p>								
病理診断の種類	病理診断料金								
<ul style="list-style-type: none"> ・病理組織標本作製 ・術中迅速病理組織標本作製 ・病理診断料 	<p>1. 各病理診断の料金は、左記の病理診断の種類に応ずる健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく診療報酬の算定方法(平成30年厚生労働省告示第43号)により、同告示別表第1医科診療報酬点数表第2章第13部病理診断の区分に規定する点数に10円を乗じて得た額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した額)とする。</p> <p>2. (同 左)</p>								
別表2 (第2条及び第4条関係)		別表2 (第2条及び第4条関係)							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>病理診断の種類</th> <th>病理診断料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・病理組織標本作製 ・電子顕微鏡病理組織標本作製 ・免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製 ・術中迅速病理組織標本作製 ・術中迅速細胞診 </td> <td> <p>1. 各病理診断の料金は、左記の病理診断の種類に応ずる健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく診療報酬の算定方法(平成28年厚生労働省告示第52号)により、同告示別表第1医科診療報酬点数表(以下、「医科点数表」という。)第2章第13部病理診断の区分に規定する点数に10円を乗じて得た額に100分の108を乗じ</p> </td> </tr> </tbody> </table>	病理診断の種類	病理診断料金	<ul style="list-style-type: none"> ・病理組織標本作製 ・電子顕微鏡病理組織標本作製 ・免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製 ・術中迅速病理組織標本作製 ・術中迅速細胞診 	<p>1. 各病理診断の料金は、左記の病理診断の種類に応ずる健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく診療報酬の算定方法(平成28年厚生労働省告示第52号)により、同告示別表第1医科診療報酬点数表(以下、「医科点数表」という。)第2章第13部病理診断の区分に規定する点数に10円を乗じて得た額に100分の108を乗じ</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>病理診断の種類</th> <th>病理診断料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・病理組織標本作製 ・電子顕微鏡病理組織標本作製 ・免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製 ・術中迅速病理組織標本作製 ・迅速細胞診 </td> <td> <p>1. 各病理診断の料金は、左記の病理診断の種類に応ずる健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく診療報酬の算定方法(平成30年厚生労働省告示第43号)により、同告示別表第1医科診療報酬点数表(以下、「医科点数表」という。)第2章第13部病理診断の区分に規定する点数に10円を乗じて得た額に100分の108を乗じ</p> </td> </tr> </tbody> </table>	病理診断の種類	病理診断料金	<ul style="list-style-type: none"> ・病理組織標本作製 ・電子顕微鏡病理組織標本作製 ・免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製 ・術中迅速病理組織標本作製 ・迅速細胞診 	<p>1. 各病理診断の料金は、左記の病理診断の種類に応ずる健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく診療報酬の算定方法(平成30年厚生労働省告示第43号)により、同告示別表第1医科診療報酬点数表(以下、「医科点数表」という。)第2章第13部病理診断の区分に規定する点数に10円を乗じて得た額に100分の108を乗じ</p>
病理診断の種類	病理診断料金								
<ul style="list-style-type: none"> ・病理組織標本作製 ・電子顕微鏡病理組織標本作製 ・免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製 ・術中迅速病理組織標本作製 ・術中迅速細胞診 	<p>1. 各病理診断の料金は、左記の病理診断の種類に応ずる健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく診療報酬の算定方法(平成28年厚生労働省告示第52号)により、同告示別表第1医科診療報酬点数表(以下、「医科点数表」という。)第2章第13部病理診断の区分に規定する点数に10円を乗じて得た額に100分の108を乗じ</p>								
病理診断の種類	病理診断料金								
<ul style="list-style-type: none"> ・病理組織標本作製 ・電子顕微鏡病理組織標本作製 ・免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製 ・術中迅速病理組織標本作製 ・迅速細胞診 	<p>1. 各病理診断の料金は、左記の病理診断の種類に応ずる健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく診療報酬の算定方法(平成30年厚生労働省告示第43号)により、同告示別表第1医科診療報酬点数表(以下、「医科点数表」という。)第2章第13部病理診断の区分に規定する点数に10円を乗じて得た額に100分の108を乗じ</p>								

<ul style="list-style-type: none"> ・細胞診 ・HER2遺伝子標本作製 ・ALK融合遺伝子標本作製 ・病理診断料 	<p>て得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した額）とする。</p> <p>2. テレパソロジーによる術中迅速病理組織標本作製及び術中迅速細胞診については、1件につき、医科点数表に規定する術中迅速病理組織標本作製又は術中迅速細胞診の点数に2分の1を乗じた点数に、同表の病理診断管理加算2の点数に2分の1を乗じた点数を加算して、前項により算定した額とする。</p> <p>3. (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・細胞診 ・HER2遺伝子標本作製 ・ALK融合遺伝子標本作製 ・病理診断料 	<p>て得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した額）とする。</p> <p>2. テレパソロジーによる術中迅速病理組織標本作製及び迅速細胞診については、1件につき、医科点数表に規定する術中迅速病理組織標本作製又は迅速細胞診の点数に2分の1を乗じた点数に、同表の病理診断管理加算2の点数に2分の1を乗じた点数を加算して、前項により算定した額とする。</p> <p>3. (同 左)</p>
---	--	---	--